

令和7年度版「住宅(空き家)の解体」をお考えの方へ

解体補助抽選会のご案内

災害に強いまちづくりの推進の一環として、
耐震性のない住宅^(※1)の解体工事費用の一部を補助します。

住宅(空き家)の解体については「抽選会」を実施します
抽選会申込期間: 令和7年5月1日(木)～令和7年5月23日(金)厳守
抽選日: 令和7年6月13日(金)AM10時30分～(AM10時～受付開始)

解体補助の補助率・補助金額

解体工事に直接かかる費用の2分の1以内の額（令和7年度は上限100万円）

解体補助対象者（抽選会で当選した方のみ申請できます）



- ・ 対象となる住宅の所有者(登記事項証明書に記載されている名義人)で、前年の収入金額が給与所得のみの場合は、収入金額が1,442万円以下の方。その他の所得がある場合は、所得金額が1,200万円以下の方。

- ・ 市税等の滞納がない方。

(注意)

- ・ 共有の所有者がいる場合は、その全員から事前に同意を得てください。また、同意者から疑義、紛争等が生じた場合は、自ら責任を持って、その疑義、紛争等について解決する旨を確約してください。

対象住宅 (※1)

以下の全てに当てはまる住宅

① 市が耐震診断士を派遣して実施した精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満となった住宅又は市が実施した容易な耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅

② 個人所有の一戸建て住宅(貸家を除く)で、不動産登記(建築)されている住宅

③ 「千曲市住宅・建築物耐震改修促進事業」において、過去に補助金の交付を受けていない住宅

(注意)

- ・ 住宅は、水回り3点(キッチン・お風呂・トイレ)がある建物とします。(ない場合は要相談)
- ・ 1区画に1軒の住宅が対象であり、離れ、納屋、倉庫、物置、蔵、植栽、塀等を含む外構は対象外です。
- ・ 令和8年2月末までに、工事の実績報告が完了するものに限りします。
- ・ 相続登記が済んでいない住宅、未登記の住宅は対象外です。事前に登記簿の確認をお願いします。

千曲市 建設部 建築課 電話：026-273-1111（内線3243）

〒387-8511 長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

空き家の活用について

空き家の処分の方法は家を「売却」「賃貸」という方法もあり、千曲市では「空き家バンク」事業で、売却や賃貸のお手伝いをさせていただいております。解体の前に売却や賃貸についてもお検討ください。

※空き家(住宅)を解体した後は固定資産税の土地の軽減がなくなることがあります。

問い合わせ先：空き家バンクについては ふるさと振興課移住定住推進係(内線3293)

固定資産税については 税務課固定資産税係(内線1132)